

名古屋市教育委員会様
名古屋市教育長様

2009年12月22日

臨時教員の任用に関する要請書

愛知・臨時教員制度の改善を求める会
名古屋支部事務局長 小原洋子

名古屋市の教育のために、日々ご尽力のことと思います。

子どもたちをめぐる家庭生活・教育環境は、ますます厳しくなっています。学校現場では、日々、次々と起こる問題の対応に追われて教職員は疲れ果て、多くの職場で心や体を壊して休職する教職員が増え続けています。そんな中で、私たち臨時教員は、劣悪な労働条件でも「子どもたちの前に立てば先生」の思いをもち、職場の教職員の一人として名古屋市の教育のために力を尽くしてきました。今、どこの学校現場でも、一人でも多くの経験豊かで実践力のある臨時教員が求められているというのに、その任用基準は臨時教員に示されることもなく、不透明なままです。それでも多くの臨時教員は、どんな困難な仕事・学級でも誠実に対応して働いてきました。

さて、来年度の4月からの臨時教員の配置はどのように行われるのでしょうか。

学校では、新年度の担当学年や校務分掌についての話題が交わされる時期にきています。多くの臨時教員は、「なんとか、来年も残れないものか」「先生がいてくれたら 学年を」といった声を毎年のように聞いています。臨時教員の同一校任用の願いは、私たち臨時教員のみならず、子どもたち、保護者、そして各学校の教職員の共通の願いです。臨時教員本人にとって、毎年学校をかわるたびに新しい環境の中で人間関係を作り、一から始めていくことはとても負担が大きく、一般的に教員が学校で担任する学年をかわることは格段に違う困難があります。何より、忙しい4月に多くの臨時教員が新しい環境で力を発揮できない状況は、名古屋市の教育にとっても大きな損失です。育児休業の2年目、3年目の補充教員については任用継続が認められるようになり、今年度は、病休代替の臨時教員にも同一校での任用継続が拡大されました。これは、貴委員会が、同一校での継続任用を教育の継続性の点から評価されたためと考えられます。しかし、一方で、今年の4月には区内で玉突きのように臨時教員が入れ替えられました。多くの学校の管理職は、依然として「2年目は申請しても無理」という認識でいるのが現状です。同一校での任用が継続できることを全市の学校に周知徹底するよう重ねて強く要望します。また、音楽専科などの非常勤講師については、すぐにでも実現可能なこととして同一校任用を認めてください。子どもたち一人ひとりの健やかな成長・発達を保障していくために、学校現場の教職員や保護者、そして多くの市民の誰から見ても納得のいく任用を行ってください。

今年度、教育サポートセンターには4000人以上が登録をしていました。しかし、1学期途中で担任を持てる臨時教員が足りなくなり、配置が遅れるケースが多くありました。学校に必要な教員を配置することは行政の責任です。しかし、4月からの仕事が、3月末になっても決まらない名古屋市に見切りをつけて、愛知県での仕事に就く臨時教員が増えています。採用選考においても、愛知県では特別選考という形で臨時教員経験を評価するため、今

後名古屋市からの臨時教員の流出は避けられない事態になっています。貴委員会はこの状況についてどのようにお考えでしょうか。今後も、名古屋市の教育を支えられる力量のある臨時教員を確保できる見通しをお持ちなのでしょうか。名古屋市の教育に責任をもって教員の配置をするのであれば、現在の制度の抜本的な改善が必要であることは明白です。現在の制度では、臨時教員にとって、次年度の任用があるのかないのかいつ決まるのか、2重3重に不安が増すばかりです。以前は、2学期後半に勤務校の校長から、次年度の任用についての希望が尋ねられていました。正規教員が異動の際に希望を出すのと同様に、臨時教員の次年度の任用についての希望を把握したうえで、貴教育委員会が責任をもって臨時教員の任用を保障してください。また、名古屋市には、長年働いてきて何の保障もなく60歳を迎える臨時教員が多数います。名古屋市の教育を長年支えてきた教員生活を納得できる形で締めくくるためにも、本人の希望に沿った任用を強く求めます。

つきましては、以下の要請項目について、早急な改善をお願いいたします。また、私たちがとの話し合いの場を設定していただくよう要請します。

記

- 1．臨時教員の経験を尊重するという従来からの方針に基づき、勤務地・校種・学年・任用形態などについて、本人の経験や希望を尊重した任用を行ってください。
- 2．同一校における任用継続を、希望するすべての臨時教員に拡大してください。
- 3．60歳を過ぎた臨時教員にも、本人の希望を尊重した任用をしてください。
- 4．学校に必要な臨時教員は、すべて常勤勤務として任用してください。
- 5．療養休暇のための代替臨時教員の任用を、細かく切らないでください。
- 6．すべての臨時教員に、次年度の任用希望調査を実施してください。任用にあたっては、学校現場の声を尊重してください。
- 7．次年度の任用計画について、臨時教員に説明する機会を作ってください。また、臨時教員が求めた場合は、求人情報や来年度の見込み数、任用状況を説明してください。
- 8．年度始めの任用については、4月1日付けとして任用してください。
- 9．面接時など任用の前に、労働条件を文書で明示し、丁寧に説明してください。
- 10．任用時の一方的な承諾書を廃止して下さい。
- 11．任用時の健康診断の費用を公費負担としてください。